

福井県国民健康保険条例（案）について

1 概要

福井県国民健康保険運営協議会の設置、保険給付費等交付金の種類および国保事業費納付金の算定方法について定める。

2 内容

(1) 福井県国民健康保険運営協議会の設置【第3～7条】

設置目的、委員定数および任期等について定める。

※現行の運営協議会条例は平成30年3月末で失効、本条例に一本化

(2) 保険給付費等交付金の種類【第8条】

①普通交付金

県が市町に対し、必要な医療給付費を交付する。

②特別交付金

県が市町に対し、保健事業費その他特別な事情による財政負担に応じて交付する。

(3) 国保事業費納付金の算定方法

①医療費指数反映係数（ α ）【第10条】

市町ごとの医療費の多寡を納付金に反映する。

（医療費水準を100%反映するため、 $\alpha = 1$ とし、県報により公示）

②年齢調整後医療費指数【第11条】

全国平均の1人当たり医療費を1とした場合の当該市町の1人当たり医療費の水準とする。

③所得係数（ β ）【第12条、第15条、第18条】

全国平均の1人当たり所得額に対する本県の1人当たり所得額の割合とする。

（具体的な数値は毎年度、県報により公示）

④市町への納付金の割当方法【第13～14条、第16～17条、第19～20条】

各市町の納付金は、所得額、被保険者数および世帯数それぞれの県合計に対する割合に応じて割り当てる。（3方式）

⑤被保険者均等割指数【第14条、第17条、第20条】

被保険者数と世帯数により割り当てる納付金の応益割部分のうち、被保険者数による比率を、0から1までの範囲で定める。（0.7を県報により公示）

※県は納付金額を基に市町に標準的な保険料率（運営方針に定める算定方法に基づく参考値）を示し、これを参考に、市町は条例により実際の保険料率を決定する。

(4) 施行日

平成30年4月1日